## 香川県条例第29号

香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 香川県病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年香川県条例第5号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(勤勉手当) 第18条 略	(勤勉手当) 第18条 勤勉手当は、6月及び12月に職員の勤務成績に応じて支給する。
(特定の職員についての適用除外)	(特定の職員についての適用除外)
第27条 略	第27条 略
2・3 略	2 • 3 略
4 第4条、第6条、第8条、第10条、第16条及び第19条の規定は、会計年 度任用職員には適用しない。	4 第4条、第6条、第8条、第10条、第16条 <u>、第18条</u> 及び第19条の規定は、 会計年度任用職員には適用しない。
5 第17条 <u>及び第18条</u> の規定は、任期が6月未満の会計年度任用職員その他 の者で管理者が定めるものには適用しない。	5 第17条の規定は、任期が6月未満の会計年度任用職員その他の者で管理者が定めるものには適用しない。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。